

議案第16号

境港市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

境港市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月24日 提出

境港市長 伊達憲太郎

境港市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

境港市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年境港市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「第1項」を「第1項及び第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、任期の定めが6月以上の第2号職員の期末手当の額は、第3条の給料の額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、給与条例第23条第2項の表に定める割合（以下「期間率」という。）を乗じて得た額とする。

第23条第3項中「第1項」を「第1項及び第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、任期の定めが6月以上の第1号職員の期末手当の額は、第16条第1項の報酬の額に100分の125を乗じて得た額に、期間率を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 会計年度任用職員の期末手当の改正（第14条及び第23条関係）

	[改正前]		[改正後]
6月分	100分の120	⇒	100分の125
12月分	100分の120	⇒	100分の125

2 施行期日

令和5年4月1日

議案第 17 号

境港市個人情報の保護に関する法律施行条例制定について

境港市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 24 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

境港市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(個人情報ファイルの保有等に関する届出)

第3条 実施機関が個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ法第74条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。届出した事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定は、法第74条第2項第1号から第8号まで及び第10号に掲げる個人情報ファイルの保有については、適用しない。

3 実施機関は、第1項に規定する事項を届出した個人情報ファイルについて、当該実施機関がその保有をやめたときは、遅滞なく、市長に対しその旨を届け出なければならない。

(開示請求の手続)

第4条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、実施機関が定める事項を記載しなければならない。

(開示請求に係る手数料)

第5条 法第89条第2項に規定する手数料は、無料とする。

(開示請求に係る費用負担)

第6条 法第87条第1項の規定により保有個人情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、保有個人情報の写しの交付を行う実施機関は、法第76条の規定により保有する特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。）の開示の請求を受ける場合において、当該特定個人情報に係る本人が経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、当該特定個人情報の写しの作成及び送付に要する費用を減額し、又は免除することができる。

(審査会への諮問)

第7条 実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取り扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認め

るときは、境港市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号の場合のほか、実施機関における個人情報の取り扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合
(運用状況の公表)

第8条 市長は、毎年1回、法及びこの条例の運用状況について公表するものとする。
(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(境港市個人情報保護条例の廃止)
- 2 境港市個人情報保護条例(平成11年境港市条例第13号)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この条例の施行の日前に廃止前の境港市個人情報保護条例第12条、第19条又は第20条の規定による請求がされた場合における同条例に規定する自己情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

(参 考)

主 な 内 容

1 個人情報保護に関する法律の一部改正に伴う条例の制定

個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の一部改正により、地方公共団体にも同法が適用されることから、施行に関し必要な事項を規定する条例を新たに制定し、現行の境港市個人情報保護条例を廃止する。

（1）個人情報ファイルの保有等に関する届出（第3条関係）

個人情報ファイルを保有しようとする際は、あらかじめ法で規定された事項を市長に届け出ることを規定する。

（2）開示請求に係る手数料及び費用負担（第5条及び第6条関係）

条例で定めなければならないとされている手数料については従来通り無料とし、写しの作成及び送付に要する費用を負担することとする。

（3）審査会への諮問（第7条関係）

専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要と認められるときは、境港市情報公開・個人情報保護審査会へ諮問することができるものとする。

2 施行期日

令和5年4月1日

議案第 18 号

個人情報保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定について

個人情報保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 24 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

個人情報保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(境港市情報公開条例の一部を改正する条例)

第1条 境港市情報公開条例(平成11年境港市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第7条中「非開示情報」を「不開示情報」に改め、同条第2号中「又は特定の個人」を「若しくは個人識別符号(個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。)が含まれるもの又は特定の個人」に改め、同号イ中「生命、身体、健康」を「生命、健康」に改め、同号ウ中「公務員(」を「公務員等(」に、「国家公務員及び」を「国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、」に、「地方公務員をいう。」を「地方公務員及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。」に、「当該公務員の職、氏名及び」を「当該公務員等の職及び」に、「(当該公務員の)」を「(当該公務員等の)」に改め、同号エ及びオを削り、同条第3号中「、地方公共団体及び行政執行法人」を「、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人(以下「国等」という。))」に改め、同条第4号中「捜査、警備」を「鎮圧又は捜査」に改め、同条第5号中「市の機関」を「実施機関及び国等」に、「損なわれ」を「損なわれるおそれ」に、「生じさせ、又は」を「生じさせるおそれ又は」に、「及ぼすもの」を「及ぼすおそれがあるもの」に改め、同条第6号を次のように改める。

(6) 実施機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

- ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ
- イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 市若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

第7条第7号を削る。

第8条及び第10条中「非開示情報」を「不開示情報」に改める。

(境港市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第2条 境港市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成11年境港市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条中「調査及び審査」を「調査審議」に改め、同条第1号中「及び境港市個人情報保護条例(平成11年境港市条例第13号)第27条第1項」を「、境港市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年境港市条例第 号。以下「議会条例」という。) 第45条第1項又は個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。) 第105条第3項の規定により準用する同条第1項」に改め、同条第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 境港市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年境港市条例第 号)

第7条の規定により諮問された事項

(3) 議会条例第50条の規定により諮問された事項

第5条第5項中「調査及び審査」を「調査審議」に改める。

第6条第1項を次のように改める。

審査会は、必要があると認めるときは諮問庁(境港市情報公開条例第14条第1項、議会条例第45条第1項又は法第105条第3項の規定により準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。以下同じ。)に対し、審査請求の対象となっている公文書(境港市情報公開条例第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。)又は保有個人情報(法第78条第1項第4号に規定する開示決定等、法第94条第1項に規定する訂正決定等又は法第102条第1項に規定する利用停止決定等に係る保有個人情報(法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。)及び議会条例第20条第5号アに規定する開示決定等、議会条例第35条第1項に規定する訂正決定等又は議会条例第42条第1項に規定する利用停止決定等に係る保有個人情報(議会条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。)をいう。以下同じ。)の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

第6条第2項中「実施機関」を「諮問庁」に改め、同条第3項中「実施機関」を「諮問庁」に、「自己情報」を「保有個人情報」に改め、同条第4項中「実施機関」を「諮問庁」に改める。

(境港市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正)

第3条 境港市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年境港市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第13条を削り、第14条を第13条とし、第15条を第14条とする。

(境港市みんなでまちづくり条例の一部改正)

第4条 境港市みんなでまちづくり条例(平成19年境港市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「非開示情報」を「不開示情報」に改める。

(境港市個人番号の利用等に関する条例の一部改正)

第5条 境港市個人番号の利用等に関する条例(平成27年境港市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条中「番号法及び境港市個人情報保護条例(平成11年境港市条例第13号)」を「番号法で」に改める。

第3条第1項及び第2項中「実施機関」を「機関」に改め、同条第3項中「実施機関は」を「市長又は教育委員会は」に、「当該実施機関」を「自ら」に改める。

別表第1及び別表第2中「実施機関」を「機関」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(境港市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の境港市情報公開条例(平成11年境港市条例第12号)第7条の規定は、施行日以後に受け付けた同条例第5条の規定による請求(以下「開示請求」という。)に係る同条例第2条第2号に規定する公文書(以下「公文書」という。)の開示について適用し、施行日前に受け付けた開示請求に係る公文書の開示については、なお従前の例による。

(境港市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 前条の規定により、なお従前の例によることとされた施行日前に受け付けた開示請求に係る公文書の開示に係る処分に対する審査請求に係る調査及び審査の手續については、なお従前の例による。

2 境港市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年境港市条例第 号)附則第3項に規定する廃止前の境港市個人情報保護条例(平成11年境港市条例第13号)第12条、第19条又は第20条の規定による請求がされた場合における同条例に規定する自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求に係る処分に対する審査請求に係る調査及び審査の手續については、なお従前の例による。

(参 考)

主 な 内 容

1 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う所要の整備

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、必要な関係条例の整備を行うもの。

(1) 境港市情報公開条例の一部を改正する条例（第1条関係）

不開示情報の範囲を法で規定する不開示情報と同様の規定に改める。

(2) 境港市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例（第2条関係）

調査審議事項を法で規定する調査審議事項と同様の規定に改める。

(3) 境港市みんなでまちづくり条例（第4条関係）

法で規定する用語に改める。

2 境港市個人情報保護条例（平成11年境港市条例第13号）の廃止に伴う所要の整理等

法の改正に伴い、境港市個人情報保護条例を廃止することから、同条例の条項を引用している規定について所要の整理を行う。

(1) 境港市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正（第3条関係）

(2) 境港市個人番号の利用等に関する条例の一部改正（第5条関係）

3 施行期日

令和5年4月1日

議案第19号

境港市暴力団排除条例の一部を改正する条例制定について

境港市暴力団排除条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月24日 提出

境港市長 伊達憲太郎

境港市暴力団排除条例の一部を改正する条例

境港市暴力団排除条例（平成23年境港市条例第14号）の一部を次のように改正する。
第2条第3号を次のように改める。

- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）をいう。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 暴力団員等の定義の改正

暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を「暴力団員等」と定義していた規定を改める。

2 施行期日

令和5年4月1日

議案第20号

督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例制定について

督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月24日 提出

境港市長 伊達憲太郎

督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例

(境港市税条例の一部改正)

第1条 境港市税条例(昭和30年境港町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「督促手数料、延滞金」を「延滞金」に改める。

第21条を次のように改める。

第21条 削除

(境港市公共下水道条例の一部改正)

第2条 境港市公共下水道条例(平成元年境港市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第17条の見出し中「督促手数料及び延滞金」を「延滞金」に改め、同条中第1項を削り、第2項を第1項とし、同条第3項中「第2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

(境港市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第3条 境港市公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成元年境港市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和43年法律第100号。以下「法」という。」を「昭和43年法律第100号」に改める。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

(境港市道路占用料徴収条例の一部改正)

第4条 境港市道路占用料徴収条例(平成9年境港市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第6条の見出し及び同条第1項中「督促手数料及び延滞金」を「延滞金」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

(境港市営住宅条例の一部改正)

第5条 境港市営住宅条例(平成9年境港市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第18条第2項を削る。

(境港市介護保険条例の一部改正)

第6条 境港市介護保険条例(平成12年境港市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

(境港市法定外公共物管理条例の一部改正)

第7条 境港市法定外公共物管理条例(平成17年境港市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第10条の見出し及び同条第1項中「督促手数料及び延滞金」を「延滞金」に改め、同条第2項中「督促手数料及び延滞金」を「延滞金」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改める。

(境港市公共下水道特別使用者分担に関する条例の一部改正)

第8条 境港市公共下水道特別使用者分担に関する条例(平成17年境港市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「(分担金の延滞金)」に改め、同条中「督促手数料及び延滞金」を「延滞金」に改める。

(境港市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第9条 境港市後期高齢者医療に関する条例(平成20年境港市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前に納期限の到来した歳入に関し発した督促状に係る督促手数料については、その督促状を発した日にかかわらず、なお従前の例による。

(参 考)

主 な 内 容

1 督促手数料廃止に伴う関係条例の整備

市税や使用料等のコンビニ納付等に係る利便性の確保、督促手数料徴収に係るコスト削減及び金融機関の負担軽減の一環として督促手数料を廃止するため、関係条例について改正を行う。

- (1) 境港市税条例（第1条関係）
- (2) 境港市公共下水道条例（第2条関係）
- (3) 境港市公共下水道事業受益者負担に関する条例（第3条関係）
- (4) 境港市道路占用料徴収条例（第4条関係）
- (5) 境港市営住宅条例（第5条関係）
- (6) 境港市介護保険条例（第6条関係）
- (7) 境港市法定外公共物管理条例（第7条関係）
- (8) 境港市公共下水道特別使用者分担に関する条例（第8条関係）
- (9) 境港市後期高齢者医療に関する条例（第9条関係）

2 施行期日

令和5年4月1日

議案第 21 号

境港市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

境港市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 24 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

境港市国民健康保険条例の一部を改正する条例

境港市国民健康保険条例（昭和34年境港市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の境港市国民健康保険条例第4条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出産する被保険者に適用し、施行日前に出産した被保険者及び被保険者であった者については、なお従前の例による。

(参 考)

主 な 内 容

1 出産育児一時金の改正（第4条関係）

出産育児一時金について、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）に規定される金額が見直されたことに伴い改正する。

[現行]		[改正後]
408,000円	⇒	488,000円

2 施行期日

令和5年4月1日

議案第 22 号

境港市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

境港市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 24 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

境港市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

境港市国民健康保険税条例（昭和34年境港市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の8.68」を「100分の8.00」に改める。

第6条の2第1号中「3万円」を「2万5,000円」に改め、同条第2号中「1万5,000円」を「1万2,500円」に改め、同条第3号中「2万2,500円」を「1万8,750円」に改める。

第22条第1項第1号イ（ア）中「2万1,000円」を「1万7,500円」に改め、同号イ（イ）中「1万500円」を「8,750円」に改め、同号イ（ウ）中「1万5,750円」を「1万3,125円」に改め、同項第2号イ（ア）中「1万5,000円」を「1万2,500円」に改め、同号イ（イ）中「7,500円」を「6,250円」に改め、同号イ（ウ）中「1万1,250円」を「9,375円」に改め、同項第3号イ（ア）中「6,000円」を「5,000円」に改め、同号イ（イ）中「3,000円」を「2,500円」に改め、同号イ（ウ）中「4,500円」を「3,750円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の境港市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(参 考)

主 な 内 容

1 国民健康保険税の税率の改定（第4条及び第6条の2関係）

国民健康保険税額を構成する基礎課税額（以下「医療分」という。）、後期高齢者支援金等課税額（以下「後期分」という。）及び介護納付金課税額（以下「介護分」という。）のうち、医療分の所得割及び平等割の税率を次のように改める。

		所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)		
				特定世帯	特定継続世帯	
現 行	医療分	8.68	25,600	30,000	15,000	22,500
	後期分	2.75	7,700	8,000	4,000	6,000
	介護分	2.62	9,400	6,000	6,000	6,000
	計	14.05	42,700	44,000	25,000	34,500
改 正 後	医療分	8.00	25,600	25,000	12,500	18,750
	後期分	2.75	7,700	8,000	4,000	6,000
	介護分	2.62	9,400	6,000	6,000	6,000
	計	13.37	42,700	39,000	22,500	30,750

2 国民健康保険税額の軽減額の改定（第22条関係）

国民健康保険税率の改定に伴い、医療分の平等割に係る減額する額を、次のように改める。

(円)

		軽減割合		
		7割	5割	2割
現 行	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	21,000	15,000	6,000
	特 定 世 帯	10,500	7,500	3,000
	特定継続世帯	15,750	11,250	4,500
改 正 後	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	17,500	12,500	5,000
	特 定 世 帯	8,750	6,250	2,500
	特定継続世帯	13,125	9,375	3,750

3 施行期日

令和5年4月1日

議案第 23 号

境港市民バスの運行に関する条例の一部を改正する条例制定について

境港市民バスの運行に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 24 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

境港市民バスの運行に関する条例の一部を改正する条例

境港市民バスの運行に関する条例（平成12年境港市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

定期券の種類	有効期間	金額
3か月定期券	発行した日から3か月間	3,000円

」を

「

定期券の種類	金額
3か月定期券	3,000円

」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

- 1 境港市民バス定期券の有効期間に係る規定の改正（別表第2関係）
境港市民バス3か月定期券について、「発行した日から3か月間」と規定する有効期間の欄を削る。

- 2 施行期日
令和5年4月1日

議案第 24 号

境港市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

境港市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 24 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

境港市営住宅条例の一部を改正する条例

境港市営住宅条例（平成9年境港市条例第24号）の一部を次のように改正する。
別表第1第1項中

「

渡団地	〃 43	境港市渡町1922番地1	〃	10戸
渡団地	〃 44	境港市渡町1876番地	〃	10戸
中野団地	〃 44	境港市中野町5450番地	〃	6戸
渡団地	〃 46	境港市渡町1865番地	〃	8戸
第2夕顔団地	〃 47	境港市誠道町162番地	〃	5戸
第2夕顔団地	〃 47	境港市誠道町94番地2	準耐2階	10戸

」を

「

渡団地	〃 43	境港市渡町1922番地1	〃	4戸
渡団地	〃 44	境港市渡町1876番地	〃	8戸
中野団地	〃 44	境港市中野町5450番地	〃	6戸
渡団地	〃 46	境港市渡町1865番地	〃	8戸

」に、

「

誠道団地	令和3	境港市誠道町225番地	木造平屋	5戸
------	-----	-------------	------	----

」を

「

誠道団地	令和3	境港市誠道町225番地1	木造平屋	5戸
誠道団地	〃 4	境港市誠道町225番地1	〃	5戸

」に

改め、同表第4項中

「

上道集会所	〃 11	境港市上道町3563番地	〃	
-------	------	--------------	---	--

」を

「

上道集会所	〃 11	境港市上道町3563番地	〃	
誠道西集会所	令和4	境港市誠道町225番地1	〃	

」に

改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 公営住宅の一部廃止（別表第1関係）

渡団地（昭和43年度及び昭和44年度）の一部並びに第2夕顔団地（昭和47年度）を廃止する。

区 分	名 称	建設年度	戸 数	
			現 行	改 正 後
公営住宅	渡団地	昭和43年度	10	4
	渡団地	昭和44年度	10	8
	第2夕顔団地	昭和47年度	5	0
	第2夕顔団地	昭和47年度	10	0

2 公営住宅建設に伴う追加（別表第1関係）

公営住宅建設に伴い誠道団地を追加する。

区 分	名 称	建設年度	戸 数
公営住宅	誠道団地	令和4年度	5

3 共同施設建設に伴う追加（別表第1関係）

共同施設建設に伴い誠道西集会所を追加する。

区 分	名 称	建設年度
共同施設	誠道西集会所	令和4年度

4 施行期日

令和5年4月1日